

民間資金等活用事業推進委員会
第17回計画部会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第17回計画部会 議事次第

日 時：平成31年 3月18日（月）10:00～12:00

場 所：合同庁舎 8号館 8階特別大会議室

出席者：【内閣府】石川審議官、坂本参事官、宇根
企画官、柳澤参事官補佐、菅参事官補佐、中岡参
事官補佐

【文部科学省】山川課長、曾根参事官補佐

【厚生労働省】是澤課長

【総務省】梶室長

【国土交通省】小善課長

【環境省】名倉課長、松田室長

【計画部会専門委員】柳川部会長、根本部会長代
理、赤羽専門 委員、足立専門委員、石田専門委
員、江口専門委員、大西専門委員、小森専門委員、
財間専門委員、佐々木専門委員、白石専門委員、
廻専門委員

1. 開 会

2. 議 事

①今後のスケジュール

②PPP/PFI推進アクションプランにおける現施策フォローアップ・新規施策／関連府省
ヒアリング

③PPP/PFI推進アクションプラン（平成31年改定版）たたき台

3. 閉 会

○宇根企画官 皆様、おはようございます。内閣府PFI推進室の宇根と申します。本日の進行を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

定刻になりましたので、本日の第17回「計画部会」を始めさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

本日の出席者についてですが、構成員13名のうち、12名が現時点で出席されておりますので、定足数に達していることを御報告させていただきます。

また、本日の部会においては、各省から施策の進捗状況等を御報告いただくことになっておりますので、各省の関係者に御出席いただいております。よろしくお願いいたします。

次に本日の資料についてでございますが、アクションプランの改定にかかわることについて、例年アクションプラン改定後に公表させていただいているというふうになっておりますので、本日の資料も同様の取り扱いとさせていただきたいと思っております。

それでは、以降の議事につきましては、柳川部会長に進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○柳川部会長 おはようございます。

それでは、早速本日の議事に入らせていただきます。

まずは議事①今後のスケジュールについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○宇根企画官 それでは、議事①スケジュール等について御説明させていただきます。

右肩に資料①と書いたカラフルな表をごらんください。

計画部会のスケジュールについては、真ん中の緑色のところでございますが、前回2月8日に開催させていただいて、施策のフォローアップと改定の方向性、そして、レビューの取りまとめについて議論させていただきました。ありがとうございました。その後、調整させていただいて、アクションプラン、前半期レビューについては3月6日にホームページに公表させていただきましたので、改めて御報告させていただきます。公表した内容については後ろのほうに参考資料でつけておりますので、また時間のある折にごらんいただければと思っております。

本日、3月18日については、アクションプランのたたき台提示ということで、具体的なアクションプランの案を示させていただきます。その前に各省から施策の状況等を御説明いただくことになっております。

今後につきましては、5月10日にもう一度アクションプランの案について審議させていただいて、本日の意見を踏まえた案を提示させていただいて、そこで御了解いただければ上の親の推進委員会に諮らせていただいて、6月に平成31年度のアクションプランについて推進会議決定ということで国のほうで決定させていただくことになる予定となっております。

今後のスケジュールについては、以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございました。

続いて、議事②の関係府省ヒアリングに入らせていただきます。関係府省の皆様におか

れましては、御出席まことにありがとうございます。

それでは、初めにヒアリングの進め方について、事務局から御説明をお願いいたします。

○宇根企画官 続きまして、資料②-1をごらんください。

関係府省のヒアリングということですが、基本的には例年と同じような進め方になっております。対象省庁はアクションプランに施策を掲載いただいている主な省庁、ここに示した関係府省の方に御説明をいただくということと、報告の内容については、平成30年度に載せた施策の進捗状況と、新たに掲げる取組について説明をいただく。説明時間は各省10分から5分程度で御説明いただくことになっております。

質疑応答については、各省からの説明が一通り終わった後に、まとめて30分程度確保させていただきたいと思っております。

アクションプランのたたき台の説明については、質疑応答まで終わった後に改めてたたき台、アクションプランにどう記載しているのかは別に審議させていただきたいと思っております。

以上です。

○柳川部会長 それでは、今、御説明がありましたとおり、時間がかかなりタイトで申しわけないですけれども、順番に御説明をお願いしたいと思います。

まず、国土交通省からお願いいたします。

○国土交通省 国土交通省社会資本整備政策課長の小善でございます。よろしく申し上げます。

資料②-2をごらんいただきたいと思います。「国土交通省」と表紙にあるものでございます。

1 ページ、まずアクションプランの進捗状況について御説明をさせていただきたいと思います。

2 ページ、重点分野の進捗状況でございます。国交省重点分野、6分野でございます。29年度までに空港、道路、下水道において、当初の目標件数を達成したところでございます。30年度におきましては、新たに公営住宅の分野において目標を達成しました。また、下水道については30年度から新たな目標が設定されまして、それに関しまして須崎市の公共下水道の優先交渉権者が決定した状況でございます。

3 ページ、空港コンセッション検証会議取りまとめの概要の資料でございます。空港コンセッションにつきましては、これまで幾つか案件に取り組んでまいりまして、その案件の教訓でありますとか、参画企業等の意見等を踏まえて検証を行ったものでございます。本日御出席の廻委員にも検証会議の委員として御参画いただいたところでございます。

その結果がこちらでございます。アンケートなりそれを踏まえた委員会での議論を踏まえまして、仕組みの検証ということで、マーケットサウンディング、実施方針・募集要項、審査のあり方、競争的対話、その他いろいろなことについて御提言をいただいたところでございます。

下の欄外にございますように、これ自体は空港、国管理のコンセッション対象の提言でございますが、地方管理空港のコンセッションにおいてもこれを参照としていただきたいと思っております。

また、この3月に広島空港のコンセッションの実施方針が出まして、広島空港からこの提言内容を反映できるものを順次反映してきておるところでございます。

4ページ、ブロックプラットフォームを通じた案件形成の推進でございます。全国9ブロックで産官学金で構成されるブロックプラットフォームを内閣府と一緒に共同して設置しております。その主な取組として、下にありますPPP/PFI推進首長会議、サウンディング（官民対話）、コンセッション事業推進セミナーの3つについて、次のページから順次御説明させていただきたいと思っております。

5ページ、PPP/PFI推進首長会議でございます。囲みの中にありますように、推進するに当たって首長のイニシアチブが重要という観点から、首長間での情報共有とか本音での悩みの御相談とか意見交換を行う会議でございます。28年度から開催しております。

30年度につきましては、全国の5ブロックで左にありますような55の市町村の首長さんに御参加いただいたところでございます。右下にありますように、内閣府と国交省と一緒にやっております。基調講演の後、その後、クローズドの中で首長さんだけで本音の意見交換なりをしていただくということで、首長さんにPFIについての意識を持ってもらうという意味で大変重要な意味のある会議だと思っております。

6ページ、サウンディングでございます。公共団体の案件形成のために、公共団体が考えている具体の案件に対して民間事業者の意見を聞くサウンディングというのを全国10カ所で実施しております。公共団体単独で民間事業者の意見を聞くとなると手間もかかりますし、ハードルも高いのですが、こうやってまとまって実施するというので、公共団体にとってもハードルが低く参加しやすい環境をつくれることになっているのではないかと思っております。

また、民間事業者にとりましても、一度に多数の案件に参画できるメリットがあろうかと思っております。全国10カ所、121団体から135件の応募がありまして、民間事業者も延べ約280社参加いただいたところでございます。

また、右側は今年初めて始めたものでございまして、公共団体の案件ではなくて、今度は民間事業者がこういうアイデアを持っているというものをプレゼンしていただいて、それについて公共団体から逆にアプローチするという新たな会議も開いたところでございます。

7ページ、コンセッション事業推進セミナーでございます。これも内閣府と共同開催しております。今年初めて地方での開催ということで、岡山市と共同開催ということをしていただきました。民間事業者、金融機関、公共団体の方を含めて450名ほど参加いただきました。講演内容でございますが、上下水道、空港、クルーズ船向け旅客ターミナル、下水道、MICE等々、多様な施設についての講演をしていただいたところでございます。

8 ページ、新たに掲げる具体的な取組というものでございます。

9 ページ、これは31年度から新たに始める事業でございまして、公共団体の負担軽減のための専門家派遣のハンズオン支援というものでございます。

支援対象は、まず人口20万人未満と比較的小さな公共団体を対象にしようとしております。支援対象、支援内容、下に書いてございますが、具体的なある程度案件があつてスケジュール等が決まっているところを対象に、下にありますようなハンズオン支援ということで、公募に必要な手続とか公募に必要な書類とか、そういうものを公共団体がみずからの手でつくれるようにするための助言なり指導をするということで、合計1年間のうち20日程度専門家を派遣する予定でございまして、今、公募をしているところでございます。

10ページ、公共団体のインセンティブの付与ということで、補助金・交付金における導入検討の要件化の拡大でございまして、国交省におきましては、公営住宅、下水道、都市公園の分野において補助金・交付金の採択の際の導入検討など、一部要件化を順次やっております。31年度につきまして、公営住宅の分野につきまして、従来、三大都市圏についてPPP/PFI手法の導入を要件化しておったわけですが、今度は三大都市圏に加えまして、政令都市でもPPP/PFIの検討ではなく導入を要件化すると拡充する予定でございまして。

最後に11ページ、これは後ほど内閣府さんからも説明があろうかと思っております。内閣府さんと一緒に始めたものでございまして、地域プラットフォームの機能強化ということで、左にございますように、公共団体とか金融機関、民間事業者が入っている団体と、国交省、内閣府で協定を結びまして、それに対して国からは専門家の派遣とかを支援いたしますし、その団体側においては協定に基づいて講習する機会とか、民間事業者の意見を聞く機会とか、情報交換を聞く機会を設けていただくという、こういう協定プラットフォームの取組を31年度から始めるところでございます。

国土交通省からは以上でございまして。

○厚生労働省 厚生労働省水道課長の是澤と申します。よろしくお願ひいたします。

資料②-3をごらんください。

1 ページめくっていただきまして、表形式でアクションプランに掲げられている施策に沿って進捗状況を説明する資料を作成しております。

まず最初に、内閣府等関係府省と連携しつつ、広域連携や官民連携の促進のための地方公共団体の取組を厚労省、総務省が連携して支援する。また、水道法の改正を見据えて、速やかに広域連携を推進するための目標設定について検討し、成案を得ることについてでございます。

昨年12月6日に改正水道法が成立をいたしましたところでございます。先に3ページをごらんいただければと存じます。水道法改正の概要について御紹介しております。全部で5点ほど改正内容を掲げてございますが、そのうち特に重要になってまいりますのが、この2番、4番、広域連携の推進あるいは官民連携の推進ということでございます。

4 ページをごらんいただければと思っておりますが、今回の改正水道法に基づく広域連携の取

組につきましては、このオレンジ色の部分、厚生労働省が基本方針を定めて、それに基づき都道府県が水道基盤強化計画を定める。その前提として、都道府県には責務として水道事業者等の広域的な連携を推進するよう努めなければならないという規定も置いてございます。これらの取組を広域的な連携の推進協議会を設置して進めていくという内容になってございます。

この改正法のスキームを動かすに当たりまして、下のグレーの部分になりますが、水道広域化推進プランの策定を求めています。こちらは1月に総務省と連名通知により、都道府県に対して2022年度末までの策定を要請したものでございます。この水道基盤強化計画を策定するためには、まず、多様な広域化のシミュレーション等も実施した上で、広域化の推進方針や当面の具体的な取組といったものを整理しておく必要がございますので、まずその作業に取りかかるようにということを都道府県にお願いしたものでございます。

1ページに戻っていただきまして、最初の枠のほうに今御説明した内容について御紹介をしております。

また、2段目の箱の中でございますけれども、アクションプランにおきましては、平成26年度から30年度までを集中強化期間として、6件の具体化を図るようという目標が掲げられてございます。これにつきましては、地方公共団体におきまして、これまで6つの地方自治体において資産評価または同等の検討のレベルのものまで終了した状況になっております。しかしながら、まだ実施に至った案件はございませんので、既に検討に着手している自治体と定期的な意見交換等を実施しまして、切れ目ない支援を行い、引き続き実現に向けて取り組んでいくこととしております。

2ページ目、アクションプランの中では、改正法成立後、新たなコンセッション制度の運用についての許可制度の詳細を検討するようということが掲げられております。これにつきましては、12月の改正法の成立後、検討会を設けまして、この許可制度の細部について検討を進めているところでございます。足立委員に御参画をいただいているところでございます。

下の欄のほうでございまして、水道分野において先導的に取り組む地方公共団体に対しての情報提供あるいは助言等により、継続的な支援を行うようということでございます。これにつきましては5ページ目をごらんいただけたらと思いますが、水道分野における官民連携推進協議会ということで、経済産業省と連携をいたしまして、年間4回ほど開催をして、最新の情報でありますとか先進事例の取組等を御紹介し、民間事業者とのフリーマッチング等も実施しているところでございます。来年度以降についても引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○文部科学省 文部科学省文教施設企画・防災部で施設企画課長をしております、山川と申します。

それでは、文部科学省の内容につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。資

料②-4をごらんいただきたいと思います。

1 ページ目、アクションプランにおきまして、文科省関連部分としましては、まず文教施設等の集約・複合化等に向けた優良事例の横展開を行うこととしております。2 点目としまして、集中取組方針としまして、30年度までの集中強化期間中に3件のコンセッション事業の具体化を目標とするとされているところでございます。

2 ページ目、まずは優良事例の横展開に関連いたしまして、この地域プラットフォーム等を活用した情報提供を積極的に行っているところでございます。厚生労働省さんの御協力もいただきまして、学校施設と福祉施設等の集約化・複合化の事例、あるいは廃校を福祉施設等に活用した事例、さらには官民連携・官民対話を活用した事例につきまして、具体的にどのような事例があったのかも含めて資料を作成しまして、右下にございますような地域プラットフォームに積極的に参加いたしまして、その横展開を図っているところでございます。

右下にございますのが、30年度に文科省として説明したプラットフォームの実績でございまして、これ以外にも文科省が主催する会議等におきまして、PFIの取組状況等を積極的に紹介しているところでございます。

3 ページ目、「みんなの廃校」プロジェクトでございまして、公立学校施設につきまして、近年500校近くの廃校が発生している状況でございまして、その有効活用につきまして、さまざまな取組をしておりますけれども、活用の用途が決まっていないものが20%あるのが現状でございまして、そのため、文科省としましては、ホームページの中でマッチングサイトを設けまして、廃校として活用していただきたい事例につきまして、右下にございますけれども、具体的な情報を提供して、そのマッチングあるいは補助制度、文科省自体の補助制度はございませんけれども、補助制度の紹介等をさせていただいているところでございます。

4 ページ目、「みんなの廃校」プロジェクトの企業活用編と、このようなパンフレットも作成しておりますけれども、一番下に写真等もございまして、実際に活用された事例について紹介するだけではなくて、この活用に至るまでの経緯であるとか活用のメリットについても詳しく掲載しているところでございます。

5 ページ目、コンセッション事業の具体化に向けた取組でございまして、文部科学省では、28年度から有識者の検討におきまして報告書を作成したり、あるいは29年度は実務的な手引も作成してまいりました。30年度はこの目標でございまして3件に対しまして、4件がほぼ具体化されている状況でございまして、さらに具体的な検討を行っている地方自治体に対して支援を行っているところでございます。来年度以降もさらに範囲を拡大しまして、一般的なPPP/PFI事業も含めてその導入の検討を支援していきたい。さらには、その事例集の作成も続けていきたいと考えております。

6 ページ、7 ページに、具体化されましたコンセッション事業の内容を記載しております。

6 ページ目、奈良少年刑務所赤れんが建造物でございます。これにつきましては重要文化財にも指定されております。その耐震改修工事が既に始まっておりまして、29年度末に実施契約の締結がされているところでございます。

その下の有明アリーナでございますが、2020年のオリンピックに向けまして、現在、整備されておりますが、そのオリンピック後の運用につきましてコンセッション方式を導入することが決定しておりまして、既に昨年7月には募集要項等の公表がなされているところでございます。

7 ページ目、大阪中之島美術館でございます。これにつきましても、昨年10月に実施方針案が公表されて、現在、関心表明事業者のヒアリング等々を進めているところでございます。

さらに一番最後でございますけれども、沖縄科学技術大学院大学宿舎につきまして、優先交渉権者の決定がなされて、基本協定の締結に向けて進めているところと聞いております。

最後のページでございますけれども、先ほど申し上げましたが、PPP/PFIの推進を図るために、この先導的開発事業といまして、地方公共団体が事業の発案であるとか具体的な検討を進めるに当たりまして、それを委託事業として文科省から支援をしていると。この予算につきまして、31年の予算案に計上したところでございます。

以上でございます。

○総務省 総務省でございます。総務省の地域力創造グループ地域振興室長の梶と申します。よろしく願いいたします。

資料②-5をお開きいただければと思います。

1 ページ、総務省では公営企業あるいは地方公共団体の公共施設の総合的な管理計画の策定を促していくという観点での役割を担っております。この1 ページ以下の表では、アクションプランの記載事項とその進捗が対比できるような形の取りまとめをさせていただいております。

まず8番、下水道事業についてであります。4行目「特に」とありますが、下水道事業、公営企業会計の適用、現在は3万人以上の地方団体に対して取組を促す通知をさせていただいておりますが、3万人未満の地方団体における取組も促進すべしということでございまして、右側でございます。今年の1月に平成35年度までを取組期間とする新たなロードマップをお示ししまして、3万人未満の地方公共団体も含めた適用を促すこととしておるところでございます。

19番、公共施設等総合管理計画及び固定資産台帳の整備、公表の引き続きの推進ということでございます。これの進捗状況でございますが、右側、まず公共施設等総合管理計画は、都道府県、指定都市は全団体、その他の市区町村においても99.7%の団体で策定済みでございます。また、各団体の策定状況は、総務省のホームページで公表させていただいております。

固定資産台帳につきましては、「整備済」が95.3%、「整備中」が4.7%ということで、いずれの団体も取組をしているところでございます。こちらにつきましても、リンク集を今月中に総務省のホームページで公表させていただく予定であります。

21番、こちらは民間提案を促進するために「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」の周知を図るということでございまして、全国の担当者を集めた会議で周知を図らせていただいたところであります。

30番、水道・下水道事業の広域化、更なる民間活用の促進のための研究会の報告書の留意点の周知を図るということでございまして、こちらにつきましても、担当者を集めた会議で周知をさせていただいております。

40番、先ほど厚生労働省様から御指摘がございました水道の関係でございます。水道の広域連携の目標設定につきましては、右側、先ほど厚労省さんからも御説明がございましたが、各都道府県が平成34年度までに「水道広域化推進プラン」を策定することを要請させていただいたところでございます。

3ページ、こちらは平成31年改定版に新たに掲げるべき取組ということでございまして、2点、当省からは提案させていただければと思います。まず8番、先ほども申し上げましたが、人口3万人未満の団体におけます公営企業会計の適用であります。平成35年度までを取組期間として策定する新たなロードマップに基づきまして取組を促進してまいりたいと考えております。

40番、これも先ほど申し上げましたが、水道事業に関しまして、平成34年度までの広域化推進プランの策定を各都道府県にお願いしているところでございます。こちらの取組の支援もさせていただければと思っております。

最後、4ページをお願いいたします。前回の計画部会で根本先生から御指摘をいただきましたPPP/PFIの活用について、地方交付税のトップランナー方式の導入対象としてほしいという御指摘を賜りましたので、現時点の対応でございます。地方交付税のトップランナー方式は、多くの自治体が民間委託などの業務改革によりまして取り組んでおる業務のうち、経常経費でございますが、この経費水準に基づきまして、単位費用の積算基礎を減額すると。今まで直営で交付税で見込んでいたものを、多くの団体が委託をしているということであればその委託経費のほうが安いので、そちらが標準になっているということで、そのような民間委託を交付税の算定に織り込むというものでございます。

PPP/PFIの活用のうち、多くの地方団体が民間委託に取り組んでいる用務員事務、あるいは一般ごみ収集などの業務につきましては、順次トップランナー方式の対象に取り組んでいるところでございます。現在18の業務が対象となっているところでございます。

総務省からは以上でございます。

○環境省 環境省でございます。環境省の廃棄物適正処理推進課長の名倉でございます。

資料②-6に基づきまして、御説明させていただきます。

環境省のほう、廃棄物処理施設、それから、浄化槽につきまして、今回新たにアクション

ンプランに盛り込んでいただくことを想定しておりますので、背景情報から御説明させていただきます。

めくっていただきまして、これまでの取組についてということでございますけれども、まず、一般廃棄物処理施設（ごみ焼却処理施設）における取組ということでございます。一般廃棄物処理施設の整備を支援するためのスキームとして、循環型社会形成推進交付金というもので支援しておるところでございます。右下に概要を書いておりますけれども、市町村、一部事務組合ですとか広域連合、特別区も含めまして、市町村に交付すると。交付対象経費の3分の1ないしは2分の1で支援しておるところでございます。

上のほうの2つ目の矢尻に戻っていただきまして、ごみ焼却施設、20年ほど前にダイオキシン問題がかなり問題になりまして、相当数のところで建てかえなり改修を進めたということでございます。それが20年ほどたつてまいりまして、今、老朽化に伴いまして更新需要が増加しているということでございます。

3つ目でございますけれども、老朽化した一般廃棄物処理施設の更新等を支援するというので、生活環境の保全、公衆衛生の向上を確保して、地域の安全・安心に寄与するものがございますが、施設の長寿命化ですとか広域化、民間活力の活用等を推進して、更新需要を平準化しつつ、整備を支援しているものがございます。

3 ページ目、これまでPFI関係につきましては、導入可能性調査につきましても、この交付金の計画支援事業として交付対象としてきたものがございます。市町村が行います一般廃棄物の処理に関する事業におけるPFIの活用につきましては、その下の枠で囲っておりますけれども、例えば廃棄物処理法に基づきます基本方針の中で、必要に応じてPFIの活用を行うことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるとか、2つ目の昨年6月に閣議決定しました廃棄物処理施設整備計画のところでも、必要に応じてPFI等の手法による施設設計の段階からの民間活力の活用等々に努めるものとするとしておったり、また、交付金の交付要綱の取り扱いということで、PPP/PFIの活用にしても検討することを周知しておるところでございます。

4 ページ目、浄化槽のほうでございます。浄化槽につきましては、御存じない方もいらっしゃるかもしれないのですが、左下のほうを見ていただきますと、家庭から出てくる、台所、風呂、便所などから出てくる汚水を処理する施設でございますけれども、特に地方部において、例えば駐車場の下に埋まっておったりする汚水処理施設でございます。

この施設、もともとはその家庭の方が持つ施設として発達してきたということでございますけれども、上のほうに戻りまして、市町村が市町村の財産として浄化槽を設置する浄化槽市町村整備推進事業という事業を推進しておるところでございます。

中身につきましては、右のほうの絵を見ていただきますと、全体の整備費の国庫助成対象額のうち、3分の1を国が助成するというものがございます。左のほうの2つ目の○で、平成6年に事業の創設をして以降、300市町村で実施をしておるところでございます。

この整備について、メリットとしましては真ん中ほどにございますけれども、維持管理

が徹底されるということで、放流水質が向上するですとか、設置ですとか維持管理について住民負担が軽減する、業者側でも長期的に安定した事業になるということでございまして、現在、PFIによる事業として13市町、これまでに実施されたPFIによる事業として17市町ございまして、右下のほうでございませけれども、この民間活用、PFI、特にBT0でやっておりますが、その制度で進めておるところでございませ。

次のページ、具体的には策定のマニュアルを整備したり、モデル事業として計画策定を支援していると。事業を行う市町村に対して、この循環型社会形成推進交付金で助成しているということでございませ。

こういうことがございませるので、次のページから新たに掲げる具体的取組についてということでございませけれども、一般廃棄物処理施設（ごみ焼却処理施設）については、今回アクションプランの中で、その枠内の中に書いてございませけれども、市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。）が循環型社会形成推進交付金を活用して、廃棄物処理施設の整備事業等を実施する際に、PPP/PFIの導入を検討することを要件化し、着実な取組を推進する。

浄化槽につきましても、次のページでございませけれども、同様にPPP/PFIの導入を検討かすることを要件化し、着実な取組を推進するという盛りでいただければということで考えておるところでございませ。

環境省は以上でございませ。

○宇根企画官 続きまして、内閣府の施策について、資料②-7で説明させていただきたいと思ひませ。網羅的に取組を紹介してございませるので、新たなものを中心にポイントを絞って説明させていただきたいと思ひませ。

最初に3ページをごらんください。地域創生に資するPPP/PFI事業の支援強化ということでございませが、こちらはつい先週の金曜日、地域再生法改正法案について閣議決定して、今後国会審議をしていくのですけれども、それに伴うPPP/PFIの支援強化についてでございませ。

ポイントは2点あって、まず下のほうの地方創生推進交付金の活用による支援についてということですが、レビュー等でも導入可能性調査とか初期段階の財政支援なども重要ではないかという御指摘はあったのですけれども、そういうものも踏まえまして、地域創生交付金で積極的にそういったものも財政的な支援をしていくということでございませ。具体的には、民間資金等活用公共施設等整備事業というのを地方創生推進交付金の支援対象として新たに事業を創設して、そこも支援していくということでございませ。

2点目は、資料の上になるのですけれども、法改正に伴う特例についてということですが、こちらは今までPFI推進機構については、融資の対象になるようなコンセッションとか収益事業について、地方公共団体からの相談に乗れることになっていたのですけれども、地方再生計画を策定したところその対象となっている事業についてはPPPやサービス購入型といったPFI推進機構の融資対象にならないようなものでも、有償ですけれども、コン

サルティングを受けることができることになって、機構による支援を強化していくということでございます。

4 ページ、こちらは平成30年度 2 次補正予算での支援でございますが、民間資金等活用事業調査費等補助事業ということですが、こちらは右の事業イメージ・具体例の下にフローがありますけれども、コンセッション等の事業の手続ですが、その中で導入可能性調査やデューデリジェンスといった初期費用について、今回の補正をもって内閣府から財政的支援をするということでございます。補助対象については、定額補助で上限1000万円ということで補助をしていくということで、現在募集を終えて選定していったら、今後支援していくということでございます。

6 ページ、「地域プラットフォーム協定」の創設ということでございますが、先ほど国交省からも御説明がありました。地域プラットフォームについて協定制度というものを創設して強化して取り組んでいきたいということでございます。今までも地域プラットフォームというものはあったのですけれども、今回新たに協定というものを結んで、国交省と内閣府が後援をするというのを正式に掲げて、協定の中ではプラットフォームに参加したいという方がいたら断らないでくださいねとか、課題やニーズについてまとめて、ほかのプラットフォームや国交省、内閣府とも共有してくださいねということ、今までもやっていないわけではないのですけれども、明文化してしっかりやっていきたいということでございます。

続きまして、10ページ、期間満了PFI事業の検証ということで、こちらは既にアクションプランに書いてあって、事業推進部会で検証を進めていただいているところでございます。グラフが3つありますけれども、上2つは前半期レビューでも示させていただきましたが、こういう効果についてのアンケートをしたとか、下のグラフについては次期事業の事業手法についてということでございますが、終わった事業について、次の事業は何でやっていきますかということをも問合せたアンケートの結果などを示させていただいております。

この結果を見ると、カラフルでわかりにくいのですけれども、下のグラフについては、左側の青がPFI手法で引き続きやりますよということで、赤が指定管理者制度でやる。紫が従来方式でやりますというグラフなのですけれども、例えば「学校・研究機関等」、上から3つ目などだと従来方式でやるか、下から4つ目の「教育・文化関連施設等」だと赤の指定管理者制度、下から3つ目の「福祉施設等」だと、半分程度ですけれども、比較的PFIが多いなど、いろいろな特徴があることもわかってきております。

このほかにも、次期事業手法についての検討に当たった課題とか、事業実施中の課題や対策などについてもアンケートに答えていただいて、今後ヒアリング等を行って掘り下げていって、さらに情報発信などを進めていきたいと考えております。

11ページ、こちらは地域経済活性化につながるPFI事業推進研究会ということで、内閣府と国土交通省と金融庁のほうで連携して、勉強会をしております。前回の計画部会でもこういうのをやっていますという情報提供だけはさせていただいたのですが、引き続き

進めているところです。

研究会の構成員については、実際の地域の建設会社とか、地方金融機関とか、商工会議所の会頭とか、地方においてPFIに積極的に取り組んでいらっしゃるような方に積極的に参加いただいて、地域のプレーヤー、実際の建設会社とか地銀などが積極的にPFIに参画していくにはどうしたらいいのかというのを、実務者を中心に勉強していったらどうかということで、研究会を進めているところでございます。

現在3回までやって、3月5日に3回目をやったのですが、年度内に提言を取りまとめていきたいと思っております。この11ページの下の方では提言の骨子と書かせていただいておりますが、いろいろポイントは書かれておりますが、項目だけなので詳細は書いておりませんが、議論の中でもうちょっと地銀とか商工会議所の連携を強化したほうがいいのかとか、さまざまな御意見をいただいて、今後アクションプランをさらにブラッシュアップしていく中でも反映できるものは反映していきたいと考えております。

ちなみに参考ですけれども、参考資料3、最後のほうに今の提言骨子の案について示させていただいておりますが、きょうは時間も余りございませんので、説明は割愛させていただきます。

内閣府の資料の説明は以上でございますが、続いて、資料②-8がPPP/PFI推進アクションプラン30年度版の進捗状況の毎年やっているPDCAをまとめた資料でございます。これについては前回も御説明させていただいて、前回のときの議論としては、個別の取組ごとに自己評価でA、B、C、Dをつけていたのだけでも、それではアウトプットの評価になっていてアウトカムの評価になっていないのではないか、そのように変えたほうがいいのかという御指摘をいただきました。今、個別ごとの自己評価は削除させていただいて、例えば1ページ目でいくと、1個目の施策の優先的検討についてはアウトカムに関するデータ等ということで、実際に規定がどれぐらいできたかとか、20万未満ではどれぐらい進んでいるかという数値等を掲げさせていただいておりますが、このように施策ごとにアウトカムがわかるような、想像できるようなデータを提示させていただいて、ほかの施策についても同様にデータ等を示させていただいているところでございます。

実際に書かれている内容は、前回のアクションプランのレビューのときに提示させていただいたようなデータをそのまま書かせていただいているので、きょうのところは説明は割愛させていただきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの各府省説明に関しまして、御自由に御質問、御意見等がございましたらお出しいただければと思います。いかがでしょうか。いろいろ御説明いただきましたが、どこからでも。

お願いします。

○赤羽専門委員 御説明ありがとうございました。

3点ほどありまして、1点目は国交省さんに対する質問です。重点分野の進捗状況等がありまして、空港等を御説明いただいているのですが、道路は一応目標達成ということだったのですが、この中で従来、地方道路公社だったので横展開するというような情報提供等があったのですけれども、資料②-8にも継続と書いてあったのですが、中で実際にどういうことをされているか。あとは、道路公社のみならず各高速道路会社とか、一般道もあればコンセッションではないですけれども、研究とか、そういうものの進捗状況の説明が、私が見た限りでは見当たらなかったもので御説明いただきたいというのがまず1点目でございます。

2点目、これは総務省さんかもしくは厚労省さんかな。総務省さんの資料②-5のアクションプランの40のところなのですけれども、広域連携を促進するための目標設定といたしますか、広域連携しなさいということで取組支援もあったのですけれども、具体的には財政的なインセンティブがありますか。それがあつたほうが昔の合併みたいにと進めようということがあつたので、具体的なインセンティブがありますかということが2点目の質問です。

3点目は、環境省さんに対する質問なのですけれども、これは私もよく知らないのですが、浄化槽における取組を書かれていたのですけれども、これは取組としてはおもしろいとは思いますが、浄化槽は私の昔の理解だと、基本的に下水のほうにネットワークでやるための暫定的な措置かとは思っていて、浄化槽をどんどんやっていくという以前の流れではなかったと思うのです。それが変わって、ネットワーク型でなくて浄化槽も特に地方部では今後事実上は継続するだろうとか、そういったところでどんどんこの取組を入れるという意味でモデル事業としてお取り上げになっているのかというのが3点目。

以上でございます。

○柳川部会長 では、大分多くなりそうなので、覚えておいていただいて、一括にしましょう。

そのほか、いかがでしょうか。

足立専門委員、お願いします。

○足立専門委員 御説明ありがとうございました。

私も3点、まず1点目に文科省様について、6ページ以降でコンセッションの実績が3件、4件と出ていてすばらしいと思うのですが、有明の案件についても大阪の案件についても、新設型の公設事業であると理解しています。これらについて、スケジュール感とかの関係で仕方がなかったところもあると思うのですが、新設型事業で公設までやってしまった後に運営段階からコンセッションとなると、一気通貫での最適な手法という観点で少しもったいない面もあると思います。その辺で何か、運営権者、運営サイドの意見が設計建設に反映されるような工夫などはあつたのでしょうか。また、今後新設型の案件につい

ては、一気通貫で「PFI+コンセッション」という形でより効果的・効率的な事業推進につながるように、ぜひ文科省様からも各地域へ御指導や周知を頂けるといいのかなと思います。

2点目に総務省様ですが、1ページ目の19番のところで総合管理計画とか固定資産台帳等々について記載いただけていますが、これらは進捗が進んでいる一方で、現場などを回っていますと、総合管理計画とか個別施設計画の策定が目的化してしまっている地域なども多くみられるように感じております。ただ、改めて、この辺の計画づくりは、まちづくりの再構築等の目標・目的を達成するための手段であるといったことを各地域でしっかり腹落ちした上で、ポスト公共施設等総合管理計画というアクションにつなげていくことが必要ですし、また、そこにどうPPP/PFIを手法としてうまく活用していくかということが大変重要となってくると思います。そのあたりでもう一段、何か総務省様としての支援策や具体のお考えがあるかどうか、教えて頂ければ幸いです。

最後に内閣府様ですが、10ページ目の期間満了案件のところの下のほうで、次期事業の事業手法という図表がありますが、今後、事業開始後15年や20年たって事業完了・スイッチングの時期を迎える案件がどんどんふえてくるかと思えます。その際、施設のあり方等の改めての検討を各自治体でやることは勿論のこと、その上で、次期の事業手法について、「維持管理・運営の最適化プラス、大規模改修の最適化」という観点から検討していくべきフェーズになっていくと思えます。その辺を踏まえ、スイッチングに際していかに最適な手法を検討・選定していくかについての何らかの道しるべを各地へ提示してあげられるといいのかなと思います。コンセッションを採用するとの回答はなし、との記載もありますが、コンセッションは一手法なのでこれ自体は特段こだわる必要ないとは思いますが、道しるべをもとに各地域で次期の最適な手法について適切に検討していった結果、もしかしたらその先にコンセッションが選ばれるケースがふえてくる可能性などもあるかと思えますので、気づきとして申し上げられればと思います。

以上でございます。

○柳川部会長 根本委員、どうぞ。

○根本部会長代理 根本でございます。

4点あります。まず、厚労省さんで法改正の中で将来収支の公表を努力義務づけられたのは大変いいことだと思っていて、ぜひ、計算結果の公表をしっかりとっていただきたいなと。努力義務とはいえ、どのぐらいの地方公共団体が計算をして公表しているのか、それらの集計値がどうなっているのか、足りるのか足りないのかをしっかりと開示していただきたいと思えます。

2点目、文科省さんで、最近ですが、廃校舎の廃校になった物件といえますか、築年が物すごく若いものが出てきている。十数年で非常に再利用する側からするとありがたいのですが、何のために建てているのかよくわからないものがいっぱいあります。ということで、これはPPP/PFI以前の問題として、最初から十数年ぐらいしかもたないであろう

ものを50～60年の耐用年数でつくっていること自体に資源の無駄とといいますか、問題があると思います。そういう場合には暫定でリースにするとかというところを本則にしていくというように変えていかないといけないのかなと思います。現状でもリース可能なのですが、補助金が出ないということがありますので、そういう場合はリースでも補助金をイコールフットイングで出すようにすることによって、十数年間もたせればいいのだという場合はそれに見合った予算でできるようにすることを目指すべきではないかと。これはPPP/PFIとは別の次元ですけれども、ぜひ検討をお願いしたい。

3番目、総務省さんに関しては、固定資産台帳の公表がリンク集が始まるということで、これも大変ありがたいのですが、ぜひデータ自体を各地方公共団体にデジタルデータでオープン化してほしいということで、それができれば民間からさまざまな提案が自由に出てくることになります。ということで、デジタルオープン化をお願いしたい。

4番目が環境省さんで、先ほど浄化槽の話が出ましたけれども、公共下水道と集落排水と、3つ合わせて3省合意で人口密度等ですみ分けていくという政策に変わっているとは思いますが。その上で、そうなると公共下水道と浄化槽は要件化しているのですが、では、集落排水はどうなっているのかという話になるので、これは環境省さんにとということではなくて、内閣府から農水省にこの点はどうなっているのですかというのは聞いて、イコールフットイングになるようにしていただきたいと。

以上4点です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

白石委員、どうぞ。

○白石専門委員 1点なのですが、厚労省さん、改正水道法に関しまして、いろいろ報道等で官民連携推進に関しましてはネガティブな報道も多くて、一部の自治体さん、コンセッションを検討していたのですが、消極的になったという話も聞くのです。それに対する厚労省さんの対応とかがあれば、ぜひ教えていただきたいと思います。

○柳川部会長 そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○江口専門委員 空港案件の見直しが行われたという資料が国交省様の資料であったのですが、従来案件の中でディスクロージャーが十分になされていなくて、後で民間企業がサプライズだったという案件があると聞いておりまして、ディスクロージャーについては事前にしっかり前広にするようにという民間の意見をぜひ取り入れていただければと思います。

○柳川部会長 廻委員、どうぞ。

○廻専門委員 御説明ありがとうございました。

先ほどの空港の検証委員会のメンバーだったので、この検証委員会は自分がいたからではないのですが、私が非常に高く評価したいのは、PPP/PFIそれ自体が目的化と

いのですか、進んでいるうちにだんだん方向がわからなくなってくるようなところもあるわけですから、目的地自体がちゃんと変化していないか再認識して再整理したこととか、方法論、仕組みですね。これがきちんと適切であり、例えば民間の企業にすごく負担をかけているとか、手間をかけ過ぎているのではないとか、さまざまところを見直して、なおかつ収益性と公共性のバランスというのですか。経営の効率化のみだけではなくて、空港のような公共性の高いものは収益性と公共性をバランスをとりながら見ていくということで、今回は関空のこともありましたので、安全・安心の面なども盛り込まれたわけです。

例えばほかの省の方に伺いたいのですけれども、検証をするときに、先ほどの内閣府さんの10ページの任期满了PFIの事業の検証というのは、これ自体はすごくよろしいかと思うのですが、公共性と公益性のバランス、そういうところにも触れていくような検証はなされているのかどうか。

それから、仕組みですね。もう一回このやり方では負担が多過ぎたのではないか、あるいはディスクロージャーの問題もあるのかもしれないけれども、このやり方をもう一回見直した方がいいのではないとか、そういった検証はなされているのかを伺いたいと思います。

○柳川部会長 ありがとうございます。

小森委員。

○小森専門委員 1点、意見を申し上げさせていただきます。

文科省様の資料②-4、こちらの4ページ目「みんなの廃校プロジェクト」の中に、「企業活用編」というパワーポイントをおつくりいただいておりますが、民間サイドとしての意見をさせていただきますと、こういったものがあると「自分たちも取り組んでみようかな」と思う新しいプレーヤー、企業もふえるのではないかと思われ、大変よいお取組であると思いました。

特に「主なメリット」として「こういったことができますよ」「生産性の確保が可能です」等といったことが書いてあると、民間サイドとしても上に説明する際に参照しやすいと思われ、こういった視点も持っていただけると大変助かると思いました。

以上でございます。

○柳川部会長 そのほか、いかがでしょうか。

大西委員、どうぞ。

○大西専門委員 1点、地域プラットフォームのことなのですが、こういった場をつくること自体、非常に重要な取組なのですが、地域プラットフォームの場をうまく回していくこと自体、結構ノウハウかなと思っています。この地域プラットフォームをどう回していくかに関するPDCAを回していくような仕組み、なかなか地域プラットフォームの評価をすることは簡単ではないと思うのですが、そうしたうまい回し方を共有できるような仕組みを検討していただければと思います。

○柳川部会長 そのほか、いかがでしょうか。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木専門委員 では、僭越ではございますけれども、総務省様の資料の中の1ページの19番でございますが、公共施設等総合管理計画、固定資産台帳ということで、順次出そろってきていて100%に近づいているなという感じがございますが、このつくったデータなのですけれども、岡山市も固定資産台帳はエクセルデータで公表しておりますが、問合せもほとんどなく民間活用に向けていくような感じではございません。そうした中で、こういうものをこのように公表した中で、PPP/PFIは進んできたという事例などを横展開していただくようなことをしていただければと思います。

以上でございます。

○柳川部会長 そのほか、よろしいですか。

それでは、大分いろいろ出てきましたけれども、順番にお答えいただければと思います。

○国土交通省 国土交通省でございます。

まず最初に、赤羽委員から道路の話がございました。道路については、地方道路公社が集まるような会議でも周知はしておりますし、また、我々は先導的官民連携支援事業という検討経費を支援する事業もございまして、愛知以降も実は幾つかの県で公社のコンセッションを検討するという検討の支援をしてきておりまして、徐々にそういう機運が出てきているのかなとは思っております。

また、一般道路を含めたPPP/PFIということは、コンセッションにはならないのかもしれませんが、重要な分野でして、維持管理費はこれからどんどん増加していく中で、道路に限らず、河川、公園を含めて、そういう分野でPPP/PFIを活用していくことは重要だろうと思っております。それに向けてなるべく包括化して大きなロットで発注するとか、また、性能発注化していくなど、民間のノウハウを活用していくやり方が大事だろうと思っておりますので、そういう事例を集めたり、そういった分野のPPP/PFIが進むように検討を進めているところでございます。

また、江口委員から空港のディスクロージャーの件がございました。検証会議でも開示等を積極的にやっていくようにという意見がございましたので、きょうの意見をまた担当部署にもお伝えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○厚生労働省 厚生労働省でございます。

まず、赤羽委員の御指摘で、総務省さんということでございましたが、どちらかという私どものほうかと思っておりますので、御説明させていただきます。水道施設の整備に対する財政支援は、全ての水道事業者、地方公共団体を対象に実施しているものではございませんで、財政条件の厳しいところだけに支援しているというのが水道の一般的な補助制度でございます。しかしながら、広域連携に取り組む水道事業者、市町村に対しましては、これはそういう財政支援の厳しい事業者が中に含まれていれば全体を支援対象にできる。そ

のような財政支援制度をつくりまして、そういう意味で、通常は補助対象とならない事業体でも広域連携に取り組むとなれば補助対象にできるというようなことで、インセンティブを持たせて取り組んでいるところでございます。

なお、今回都道府県に対して作成を要請しました広域化推進プランの策定経費につきましても、私どもの交付金あるいは総務省さんの方の地方財政措置で支援できる、そのような仕組みをとっているところでございます。

それから、根本委員から御指摘のありました、今回の水道法改正で水道事業者に努力義務として課せられました水道事業の収支の見通しの作成公表の件でございますけれども、これはもちろん水道事業体に対しては、作成のみならず公表が努力義務とされておりまして、私どもとしても全国の状況を取りまとめて公表していくということをぜひとも進めていきたいと考えているところでございます。

それから、白石委員から御指摘のございました改正水道法に基づくコンセッションに関する新たな制度の導入につきまして、非常にネガティブな報道も多かったということでございまして、私どももそのように感じているところでございます。法案成立後もいろいろ御指摘のあったことにつきましてQ&Aを作成いたしまして、ホームページ上で公表しておりますし、また、年明けから開催されております自治体を対象とするような会議の場等では、詳しくその辺も御説明して誤解を解こうとしているところでございます。

それに加えて、特に今回の議論の過程では、海外ではコンセッションを初めとするそういう事業が失敗に終わっているのだ、そういう意味では衰退している施策なのだという誤った御指摘も非常に多かったところでございます。そういう海外の状況も資料に取りまとめまして、先日行われた公開の検討会ではそういったものも公表して、実際はこうなのですよというあたりは私どもとしては一生懸命情報提供に努めているところではあるのですが、まだまだ不十分なところもあろうかと思っておりますので、引き続き頑張っていきたいと考えております。

○文部科学省 文部科学省でございます。ありがとうございます。

2～3点ほど御意見をいただきました。まず、足立委員から御意見をいただきましたコンセッション事業について、設計とその後の運営とを分けているのはどうなのかというお話がございまして、全く御指摘のとおりかと考えております。当然、設計段階から当初の構想段階からコンセッションをやるほうが民間の創意工夫が活用できると考えておりまして、今回3年間という期限で数件の具体化という話がございましたので、広く公募させていただいたということもございます。その結果、既に具体的な事業があるものについてコンセッションの導入を検討していただいたという経緯もございます。

ただし、既に設計が決まっているということによりましてコンセッションの導入ができなかった事例もございますので、今後はといたしますか、本来設計から全体のコンセッションを考えるのが筋であるし、そのほうが効果が高いと考えておりますので、そのあたりの周知を現在も行っておりますけれども、さらにさせていただきたいと考えております。

2点目、根本委員からの御質問でございまして、数年たって廃校になるような学校があるということでもございましたけれども、実際はそれほど例は多くないと考えております。と申しますのも、学校についてはある程度児童・生徒数がどうなるのか予測できるというのが多うございまして、急にマンションができたからということとは確かにあるわけですが、それは増要因でございまして、急に減ることは例としてはそれほど多くないと。

さらに、学校施設を計画するときに、そういったことも含めて長期的な個別施設計画も32年度までにつくらないといけないことになっていきますし、そういう計画を具体的に考えると。その中で統合であるとか、あるいは他の公共施設との複合化であるとか、そういった具体的な近い将来の計画も考えた上で整備を進めていくのが当然のことでもございますので、その辺の周知を図っていかないといけないと考えております。

先ほど御提案がありました一時的な利用というのは、確かに公立の小中学校ではなかなか例はなく、全く例がないことはなくて、廃校を前提にどこかの施設を学校に一時的に改造するとか、そのような例もございまして。ただ、例えば大学の施設であるとか、そういうものについては使用期限をある程度当初から想定しまして、簡易な仮設的な建物についても整備しながら、全て長寿命化ということではなくて、その使用を考えた使い方、あるいは整備の仕方があるのではないかと考えております。

最後に、小森委員から廃校の活用の取組について評価いただいたと理解しておりますけれども、ホームページのマッチングサイト、あるいは資料の作成、地域プラットフォームでの紹介以外にも、昨年、具体的に名称は忘れてしまいましたが、実際に廃校活用を希望する地方公共団体の方と企業の方に集まっていたいただいて、その場でいろいろ御相談していただくような会も開催した実績がございまして、今後ともそういう機会を通じて廃校活用をさらに進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○総務省 総務省でございます。

まず、足立委員から総合管理計画の策定が進んでいるけれども、策定自体が目的化している意識が現場にあって、アクションにつなげていくことが重要ではないかという御指摘をいただきました。

総務省としては、公共施設の総合管理の必要性、老朽化対応としてすぐにでも取り組まなければならないということで、今ある問題を見える化することが大事だと。なので、まずはつくれとお願いをしてきたのが実態でございまして。現場の中でつくること自体が目的だという声もあるかもしれませんが、これの策定によって計画的な見通しを立てることができたという御意見も承知しておりまして、今後、この計画はほぼ全団体でできておりますので、この計画に基づく取組が大事であります。もちろんPPP/PFIも含めて実際のアクションにつなげていくことが大事でございまして、民間活力活用という視点も持ちながら、具体のアクションを進めてくださいということについては、当省としても取り組んでいきたいと考えております。

また、根本委員から固定資産台帳の公表の際にはデジタルデータで公表すべきだという御指摘をいただきました。現在、県、政令市、一般市、町村、それぞれエクセルデータで公表している例があることは承知しているのですが、どれだけの団体がエクセルデータで評価、公表しているのかということは、今、手元にはないのですけれども、必ずしも全てがデジタルデータで公表はされていないと承知をしております。作業負荷の問題はありますけれども、デジタルデータで公表したほうが活用したい皆様からアクセスしやすいことは御指摘のとおりかと思しますので、実際の作業の手間もお聞きをしながらとなりますけれども、このデジタルデータでの公表について検討させていただきたいと思っております。

また、同じ関連になりますが、佐々木委員からこのデジタルデータで公表しているけれども、問合せもなく、活用されている例があれば横展開をとということでございました。大変恐縮ながら、総務省でもエクセルで固定資産台帳の公表が民間活力の活用につながった例は現時点で承知しておりません。当然、そのような例を承知しましたら横展開させていただきたいと思っておりますけれども、ぜひ現場の皆様からこういう例があるということが私どもの耳に入ってくるように意思疎通を密にしたいと思っております。

以上であります。

○環境省 環境省の浄化槽推進室長の松田です。

先ほど赤羽委員から浄化槽について、下水道が来るまでの暫定的なものではないかという形で、汚水処理場事業の浄化槽の位置づけについて御質問がございました。その点について少しお話しさせていただきます。

根本委員からも御紹介がございましたけれども、汚水処理施設につきましては、公共下水道と集落排水事業と浄化槽、主にこの3つのもので構成されております。今、汚水処理人口は普及率として全国で90.9%まで普及が進んでいるということでございますけれども、主にこの3つの事業形態の特徴を踏まえて、特に経済性の観点からそれぞれの地域でエリア分けをして、特に人口が集中しているようなところは集合処理の下水道や集落排水で行って、比較的人口がまばらなエリアでは浄化槽で整備をする。こういう形ですみ分けをするような形になっております。

今、浄化槽については1175万人の方に利用していただいておりますが、日本全国で未普及人口1160万人ほどおられますので、特に今後、人口がまばらな地域が非常に多いと思っておりますので、浄化槽の整備にPFIも含めてしっかり取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○宇根企画官 続きまして、内閣府でございます。

まず、足立委員と廻委員から、事後評価のことで運営や更新の手法の最適化の指導をしっかりとしたり、やり方の見直しなどをしっかりと検証しないといけないのではないかという御指摘をいただいております。今までも問題が生じれば、例えばタラソがだめになったという話があればモニタリングのやり方を検証しようとか、そういう話はあったのですけれども、マクロな目で見えて検証していくということはなかったと思っております。今、事業推進

部会で事後検証をやっておりますので、そのあたりでもうちょっとマクロな見方を見て、やり方の見直しとか手法の最適化を議論して行って、標準化できるようなものがあればマニュアルに反映しますし、標準化が難しければ事例の紹介とか情報発信とかで対応していきたいと思います。

根本委員からお話のあった集落排水について要件化はどうなっているのかという話ですが、農水省にも依頼はしたのですけれども、今、やるという話は聞いていません。環境省のほかの2事業はやった中でやらなくていいのかという視点で農水省にお伝えしたことはないので、改めて根本委員の指摘を受けて農水省に伝えていきたいと思います。

大西委員から地域プラットフォームをどう回していくのが非常に重要だという御指摘がありました。御指摘のとおりでして、我々は今までやっているつもりなのですが、システム化していなかったところもありますので、今回協定プラットフォームでは、協定事項の中で課題や要望についてちゃんとまとめて必要に応じてほかのプラットフォームと共有したり、我々内閣府や国交省と共有することも一文入っていたりしますので、そういうのもしっかり活用しながらシステムのPDCAが回るようにしっかり気をつけていきたいと思います。

内閣府からは以上でございます。

○柳川部会長 よろしいですか。

それでは、まだいろいろお伺いしたいところはあるかと思いますが、質疑応答はここまでにさせていただければと思います。

続いて、議事③のPPP/PFI推進アクションプラン（平成31年改定版）たたき台について、事務局から御説明をお願いいたします。

○宇根企画官 それでは、私から改定版のたたき台について御説明させていただきます。

まず、資料③-1をごらんください。改定のポイントについてということで3点ほど挙げさせていただいております。

既に具体的内容は御説明いただいたところもありますので、まず1点目は、交付金事業等における導入検討の要件化ということでございますが、1点目の●の一般廃棄物処理施設と浄化槽について追加をしたということと、国交省さんのほうで公営住宅の分野において範囲を拡大したというのがポイントとしてあります。

2点目のポイントとしては、PPP/PFI地域プラットフォームの支援強化ということでございますが、これについても先ほど国交省と内閣府から説明しましたが、協定制度などを創設したりして、強化を図っていくということでございます。

3点目は、地域創生に資するPPP/PFI事業の支援強化ということでございますが、こちらについても内閣府の先ほどの資料でありましたが、PFIのコンサルティング支援機能を強化したり、地方創生推進交付金などによって導入可能性調査費等も含めてPPP/PFI事業を推進していくということを含んでいきたいと思っております。

いずれもレビューで検討いただいて、今年度の改定でしっかり進めていくべきというこ

とを意識して改定していくポイントでございます。

続きまして、資料③-2で、主な点だけ具体的にどのように改定するのかを示させていただきます。

まずは9ページを開いていただいて、一番右上が⑥となっておりますが、こちらのほうで導入検討を要件化した事業というのを示しておりましたが、公営住宅、下水道、都市公園に加えまして、環境省が拡大する2事業を追加しておるところでございます。

また、右下の⑨について、こちらのほうでは⑨の上から3行目のところの一番右からですけれども「地域創生に資するプロジェクトとしてPPP/PFIの活用を図る地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、地方創生推進交付金により積極的に支援する」と書かせていただきまして、地方創生交付金によってしっかり支援していくということを書かせていただいております。

10ページの左下から11ページの右上にかけてですけれども、こちらについては地域プラットフォームについて改定事項を書かせていただいております。左下の①の一番右端のところですけれども、平成31年に創設したPPP/PFI地域プラットフォーム協定制度を含めて、地域プラットフォームを活用していくということを書いているのと、右の11ページに移っていただいて、一番上の1行目の途中からですが、プラットフォームを活用しつつ、導入可能性調査等を実施した地方公共団体数について、平成30年度から平成32年度の目標を200団体とするということで、目標なども定めながら取組を進めていくということでございます。ちなみに、11ページの上から5行目のところですが、こちらにも参画する地方公共団体数について目標600団体とするということで、地方公共団体の参加数についても目標数を設定させていただいております。

18ページ、真ん中ら辺の③と④ですが、ここは取組の中で、その他の柱になってしまうのですけれども、こちらのほうにポイント以外のところですが、レビューなどで御指摘を受けた事項を反映しております。③については、標準契約書の検討に関することですが、標準契約書の実態把握や分野ごとに収集・整理・分析するなど、環境整備を行っていくということで、③に書かせていただいております。

④については、キャッシュフローを生み出しにくいインフラについてPPP/PFIを導入することを検討していくということでございます。こちらは前回の計画部会で情報提供しましたが、経済財政諮問会議のほうで類似の指摘を受けております。計画部会の中でもやってみていいのではないかという御意見もいただきましたので、アクションプランのほうに反映させている状況でございます。

18ページ、下の「4. 集中取組方針」以降は、今後未来投資会議にどちらかというと主導的に検討していただくのですけれども、今の検討事項と変わっているところについては反映させていただいております。

ただ、一部について、まだ調整中のところがありまして、21ページをごらんください。灰色の網かけの部分がありますが、水道事業について目標の事業数ですね。これについて、

今書いているのは昨年のままなのですけれども、今年度目標を達成しましたので、今後の目標をどうするかを今後議論していかなければいけないのですが、今までの経緯もありますので、未来投資会議で主導的に検討いただいて、次回の計画部会でお示しさせていただきたいと思います。

今、このページは水道ですけれども、公営住宅と文教施設も同様にありますので、そちらも25ページになりますが、25ページに灰色の網かけをさせていただいて、今、過去の30年度版のをそのまま書いておりますけれども、今後また5月の計画部会でお示しさせていただきたいと考えておるところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

たたき台ということですが、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等がございましたら、御自由にお出しいただければと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○江口専門委員 ありがとうございます。

前半の続きで、また道路の問題なのですけれども、資料②-8の一覧表の中で、6/21ページ、16番に道路のお話があって、今、関係者間で検討を実施というところで継続となっていて、それが今の案の24ページに道路があるのですけれども、こちらに載っていないのです。ですから、ここをぜひ載せていただいて、検討というのがこの前からずっと検討のままで変わっていないので、ぜひ野心的な案を織り込んでいただければと思います。

国交省様は空港では優等生でトップランナーで走っていらっしゃるのですけれども、残念ながら道路のほうはなかなか進んでいないところが懸念になります。きのう、葛飾北斎の展示会に行ってきたのですが、やはりお江戸日本橋の橋が見えないというのは非常に残念なので、インバウンドの需要をふやすためにも、ぜひ日本橋の空をあけていただければと思っています。

○宇根企画官 アクションプランの書きぶりの話なので、内閣府から補足説明をさせていただきますが、道路の検討について、実は12ページの(3)の【具体的取組】の①のところで「検討を引き続き推進する」とあるので、そういった意味で検討については書いているのですが、ただ、委員の言われた野心的な検討を引き続き進めてほしいというご意見については、国交省から道路部局にお伝えいただくようにいたします。

以上です。

○国土交通省 今、内閣府さんにおっしゃっていただいたとおりでございます。

○柳川部会長 そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○石田専門委員 御説明ありがとうございます。

今年度はレビューをして、レビューの結果から新しい施策なりなんなりをつくっていただいているので、非常に説得力のある内容になっているのではないかと考えております。

その上で2つあるのですけれども、改めてレビューを見まして、きょう参考資料②ということでお配りいただいている、これの一番最後の69ページから71ページにかけて⑦まで7つ、今後の方向性を書いていただいている、おおむねここから新しい施策は検討いただいていると思うのですが、1つだけ、70ページの⑤民間提案のところについては、何ら施策のほうに追加的なものが盛り込まれていないように見受けられます。

民間提案制度については、事業推進部会でいろいろ検討いただいていると承知しておりますけれども、私もいろいろな自治体さん、民間企業さんとお話ししていると、最近、民間提案を活用していこうという動きはじわりと進んでいるなというイメージがございます。ただ、一方で、皆さんすごく心配されているのは、それが両者にとってメリットがあると思っていながら、第三者にどう説明していくのか、公平性、透明性というのがきちんと担保されていることをどのように対外的に発信していくのかということも非常に悩みながら手探りでやられているなど考えております。来年度あたりはいろいろな事例が顕在化してくると思っておりますので、ぜひそういった情報を集約して、不安なく民間提案を有効に活用していただけるような環境整備を進めていただきたいと思います。何らかそういうところを意識して、アクションプランにももうちょっと拡充が図れないかということを検討いただければというのが1つ目でございます。

もう一つが、こちらでもレビューでは特段の言及がないということではあるかと思うのですが、今の御説明いただいたアクションプランの17ページの「(7) その他」のところの①に、新しいところにはなっておりますけれども、国・地方公共団体等がみずから資産を保有し、公共サービスを提供するという従来の手法以外の柔軟な手法についてということで、こちらは昨年度に新しく盛り込んでいただいた施策だと思います。こちらは先ほどの御説明を省略された資料を見ますと継続となっているのですけれども、こういったPPP/PFIを検討していくそもそも論として、これから需要も減少して社会も大きく変わっていく中で、いかにして将来の財政的な憂いを少なくして、かつ民間の創意工夫を生かして公共サービスの提供の仕方を変えていくかということだと思っております。ぜひここについても、これはアクションプランの改定についてということよりは具体的な検討を進めていただければと思います。

私の知るところでも、きょう環境省さんから廃棄物について非常に進んでいますけれども、一方で民間投資型みたいなものも少しずつ話が出てきているなど思っております。そういったものも該当するのではないかと考えていますが、ぜひ検討を進めていただければと思っております。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

特に検討を進めるということによろしいですか。

○宇根企画官 検討を進めさせていただきます。

○柳川部会長 そのほか、いかがでしょうか。

廻委員、どうぞ。

○廻専門委員 国交省さんの空港はどんどん進んでいて12件目標を達成しているわけですが、道路がなかなか進まないという話もあったのですが、この目標自体が最初に空港6件で道路1件ですね。道路が進まないのは、それなりに意味があるのではないかなど。書きぶりの話でなくて申しわけないのですが、空港の場合ははっきりとした課題がありまして、それを解決する一つのやり方としてコンセッション方式があったのですけれども、道路のある課題を一般的にコンセッションで解決、愛知県道路公社しか出ていないというのは、それなりの意味があるのかなど。一生懸命検討するとおっしゃっていましたが、私の感想です。

地域プラットフォームなのですけれども、地域プラットフォームに国がどの程度かかわるのかというのは、よく地域プラットフォームはそれぞれの団体というか、経済団体だったり自治体だったり対等に入ってくるので結構まとまらないので、わさわさやってみながら言いたいことを言って終わってしまうことになるのではないかという心配がありまして、誰かが取りまとめる、それはそれぞれの担当の国がやるのでしょうか。地域プラットフォームを頑張るということはここに書いてあるのですけれども、どこかの大学の教授会みたいにとか、イギリスの議会みたいになったら嫌だなと思ひまして、実効性のあるものにするにはどうしたらいいのかと思ひました。大事なことなので。印象で済みません。

○柳川部会長 特に2番目の点はいかがでしょう。

○宇根企画官 2番目については、おっしゃるとおりしっかり支援していかなければいけない中で、具体的にどうするのだというのはあるのですが、プラットフォームごとに特性が大分違うもので、余り関与しなくてももうしっかり進んでいっているところもあるし、国のほうでかなり力を入れてやらなければいけないなというところもあるので、そこは参加者の温度感とか状況を見ながら適切に支援していきたいと思ひております。

○柳川部会長 特に目標の数字が書かれているので、それはそれで重要なことなのですが、先生方の御指摘の懸念は、数字が優先してしまっ、結局のところ中身が伴わなくて、逆にいろいろ足を引っ張るような結果にならないかという御懸念だと思ひますので、そのあたり、少し手当てをきっちり考えていただければと思ひます。

○宇根企画官 少なくとも足を引っ張るようなことはないように支援していきたいと思ひております。

○柳川部会長 道路の件は、もし何かコメントがありましたら。

○国土交通省 担当部署にお伝えいたします。

○柳川部会長 赤羽委員、どうぞ。

○赤羽専門委員 総論的に、前回レビューを前半期レビューということでやっていただいて、このアクションプランのところには、何か導入部のところにそういうものを少しは書いたりしないのですでしたか。これは30年度からの改定の見え消しということですね。全部は書けないと思ひますけれども、行ったところ、例えば資料を言及するとか、その辺を入

れていただきたい。

○宇根企画官 わかりました。

○赤羽専門委員 それは総論的なところで、各論的には国交省さんの空港とか道路とか、道路の横展開のところ、後ろで目標のところは書いてあるのですけれども、御指摘いただいた12ページの【具体的取組】になるのかわかりませんが、先ほどお話しいただいたPPP/PFIという意味でいうと、包括委託とか複数年契約も結構重要な課題であると認識しているので、どこかでそこに取り組んでいることをぜひ書いていただきたい。道路局さんといいますか、どれぐらいオープンになっているのかチェックしていないのであれなのですけれども、この中にもやっていることについては盛り込んでいただいたほうが民間ももうちょっとわかりやすいだろうと思います。

以上です。

○柳川部会長 もしコメントがあれば。

○宇根企画官 包括委託とか、そういったこともしっかり検討していくことについては、18ページに新たに追記することとして④とあるのですけれども、キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対して導入していくようにということを書いているのです。道路をとすることは書いていないのですが、そこも含めて検討していこうかと思っています。ただ、わかりにくいなというコメントも今、聞こえましたので、それも踏まえながら今後アクションプランについてはブラッシュアップしていくことを検討していきたいと思います。

以上です。

○赤羽専門委員 お願いします。

○柳川部会長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

たたき台ということで、まだこの後にブラッシュアップされますので、もし御意見がこの後出てきましたら、事務局にお伝えいただくということでお願いいたします。

よろしければ質疑応答はここまでにさせていただいて、ここで根本委員からPFI制度に関する検討事項を御提案いただいていますので、根本委員より御説明をお願いいたします。

○根本部会長代理 資料④をごらんください。3が(1)(2)(3)とありまして、合計5項目ですが、簡単に要検討事項の御提案ということです。

1は再三話に出ている包括管理委託ということで、これは公共施設と土木インフラ、道路も含めて両方で行われていて、それぞれ相当の成果があらわれているわけですが、現状は例外的な措置で単年度計画掛ける3年とか非常に短期契約になっていますので、これをPFIの枠組みに入れることによって長期契約に資するということと、原則、こういうものが望ましいのだよというメッセージを出していくことが必要かなということでもあります。

キーワードとしては、アベイラビリティペイメントのように、品質に応じて対価が変わっていくというリスクの移転が行われるものであるとか、あるいは運営権自体も、もうこういうものも含めていくということで、より民間に責任を持って行っていただけるような方向があるのではないかと思います。

これについては、恐らく多くの方々の御賛同も得られるのかなと思っておりまして、アクションプランの中でも、先ほど18ページの④のところという話がありましたけれども、ここでは海外事例の調査としか書いてありませんが、もっともっと踏み込んで記載をするということですね。道路についてとか、公共施設についてとか、それぞれ論点が違うので、少しわかるように記載するというのと、改定のポイントといことで、今、1、2、3とあるのですが、ぜひ4番目にこの項目を入れるということで、改定のポイント自体がやや小さくなってきているなという感じがするので、ここらで大きな方向感を持ったものをポイントとして追加するのはどうかと、これもあわせて提案をさせていただきます。

2点目が、コンセッションの対象に新增築を含むということで、現状は既存の物件をコンセッションの対象にするイメージで行われているということで、法律上、できなくはないのですけれども、みなし物権であるということで物が先に存在しますので、新築の場合に設定するのは技術的に結構面倒くさいということがあります。ということで、もう新築でも結構ですというような形で明確にすべきというのが2であります。

3点目は、ファイナンスの話で、むしろファイナンスをする民間側の自由度を高めるという趣旨で3つございます。(1)はSPCの株式の流動化ということで、近年、案件が非常にストックベースでふえてきていて、SPCの株自体は少ないわけですが、連結してしましますと、そのストックでふえた負債が本体に連結されてしましまして、本体の格付に悪影響を与えることになって、それが制約になってしまうという本末転倒の出来事が置きかねないということですので、早目に流動化をさせてあげるといことで、法では全然禁止はしていませんけれども、なかなか譲渡してもいいですよとってくれる自治体がないのも現実ですので、そういった御懸念をカバーしつつ民間の株を流動化していくというのが(1)です。

(2)は自治体が資産を保有する必要がないという先ほどの論点にも係っていくのですが、管理する民間側も自分で所有していたほうが管理しやすい。一々議会に了解を得なくて済むということもありまして、新しいものではなくて既存のもの、上下水道あるいは学校等も含めて、セールアンドリースバックで、リートにセールをして、リースバックして引き続き活用するといことで、お金は潤沢にありますので、お金を回す仕組みさえつくってあげれば回るのかなと。通常のリートと違ってそんなに高額の配当を要求するという投資家ではありませんので、成立するところは十分成立するかなといことであります。

(3)、これは銀行法の5%ルールというものがあまして、これは地域金融機関側もゼロ金利、マイナス金利の中でどうやって生きていくのかを考えるとときには、エクイティで稼ぐビジネスモデルを導入しないといけないといことで、今後5%ルールは緩和される方向に確実に行くと思うのです。そのときに、この分野をおくれないように入れておくということですね。SPCに持たせて、それを売却することで地域金融機関はビジネスとして回収する、安定的なSPCが存立するという形で、双方にとってメリットのあるようなやり方の選択肢を提供するといことであります。

(2)と(3)は比較的新しい提案ですので、やや中期的になるかもしれませんが、こういうこともぜひ御検討いただきたいという提案であります。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局からまずは何か御意見はありますか。

○石川審議官 ありがとうございます。

いずれも重い課題でございますけれども、事務局から見ても、それぞれ非常に重要なポイントだというのは実感できます。このうちどれかをアクションプランに載せる、載せないというのは今後の審議を踏まえ、決定することでございますけれども、事務局的に申し上げたいとすれば、いずれも新しい話で、今、根本先生からも物によっては中期的なという話がありましたが、先ほどもありましたが、アクションプランに目標とか、何年までに何件やるとか、何年までに法改正しようと。

例えば1についても、公共施設運営権のいわゆるコンセッションですね。この対象は利用料金を生み出す施設だけということになっておりまして、もし利用料金を生み出さない、要するに、自治体からの委託費だけといったものもコンセッションに入れろとなれば、これは法改正が必要になります。

2についてもおっしゃるとおりでございます。長い20年、30年というコンセッションをやっている間に新たなビル建築あるいは浄水場など、そういった不動産の建築が必要になった場合に、現行法では読めない。要するに、運営権者ではできない。したがって、新たに自治体が発注しなければいけない。これが適切な運営事業の実施の足を引っ張るのではないかという実務界のお話がある。ただ、これも法改正が必要になります。

3の(1)についても、例えば上場リートですとか、どういった主体がSPCの株を引き受ければ実際の管理者である自治体が納得するか。そういうことによっては投信法改正も必要になります。(3)についても銀行法改正ということで、いずれも重いテーマでございますので、アクションプランにどれを盛り込むかは皆様でお決めになっていただくことですけれども、いずれにしても目標ですとか、件数ですとか、その辺はお手やわらかにお願いしたいというのが事務局の感想でございます。

○柳川部会長 何か委員の皆様方で御意見、御感想等がおありでしたら。

江口委員、どうぞ。

○江口専門委員 事務局が大変になることは重々承知しているのですが、こちらはPFI推進委員会ですので、推進の方向でぜひやっていただけないかと御期待したいと思います。特に根本先生のおっしゃったSPCの株の流動化の点は、流動化ができると書いてあるのですが、余り実例がなく、外国の投資家さんが入ってくるときに必ず一番最初に聞かれるのがこの点で、日本は流動化ができないからやめるという残念な結果にもつながってしまっています。かつ、日本の年金を日本のインフラに回すという本当に非常に大事なことに繋がってくるわけです。流動化がないと年金を後押ししてくれませんので、自

分たちの年金を自分たちのインフラに投資するのは非常に大事なことです、ぜひここはやっていただきたいなど。昔から言っているのですけれども、なかなか実例がないのが実情だと思います。

あと一点、せっかくこういう未来に向かった大きな話をしているので、政府のインフラ輸出戦略というものがあって、その中にPFIみたいなインフラを海外に輸出しましょうというのも入っているのですけれども、今、アジアの地域でも、結構PFI法がどんどん整備されてきて、タイもこの間新しい改正をして、どんどんやっていきたいと思います。ただ、アジアの国はなかなかうまくいっていないのが実情です。ですから、日本のせっかくここまでうまくいっているやり方をアジアに広げていって、かつ日本の企業がそこで仕事ができるように、そういう支援していくという視点も中長期的には政府のインフラ輸出戦略と合うと思いますので、そういうものも考えていただきたいと思います。

○柳川部会長 ありがとうございます。

赤羽委員、どうぞ。

○赤羽専門委員 今、江口先生がおっしゃったこと、私もそう思いますし、1番、2番も結構重いといえれば重いのですけれども、2番はこれができないと結構いろいろ実務的に将来的に年数がたったコンセッションだと除却して新築していくというのが当然のことながら想定されているのですが、みなし物権とした都合、公物の管理権というところの切り出しなのでということなのですが、何らかその切り口といいますか、實際上、必要なことをやるための法改正だと思いますので、みなし物権制度の枠内でやるのか、別にして何らかの手当て、必要ならば法律上の手当てができないと割と変わったPFIになってしまう。海外と比べて変わったコンセッション事業の類型になってしまう。

1番も当然ながら先ほどいろいろな道路も初め包括委託などもありましたけれども、ここもいろいろな手法がとれるはずであるのに、まだなかなかPFI手法を取り入れにくいということですので、ここも何らか必要であれば、特定の行政契約の類型もしくは法律の手当てをしてこういったことができる、特例みたいな感じで、そういうことをやることによって促進ができるのではないかと思います。

3は先ほどの話で、もちろんなのですけれども、セールスアンドリースバックも、こうするとまたリート法人で持つと税金がどうなるかとか、イコールフットィングの問題もまた出てきていますし、大規模修繕の費用の税金の関係も出てくるのですが、それも含めて仕組みを検討すべきとおっしゃっているのは、そこも含めてだと私は理解していますので、ここも實際上、非常に重要な検討ポイントだと思いますので、これも含めて考えていきたい。1、2も法律上改正が必要だったら大変でしょうけれども、ぜひ必要ではないかと思うので、進めていただきたいと思います。

○柳川部会長 どうぞ。

○財間専門委員 3の(1)のSPC株式の流動化のところなのですけれども、来年度、平成31年度の記載案で事業契約書作成に係る支援というものがあつたと思いますので、ぜひそ

ここで具体的な書きぶりのなところをお示しいただけるのであれば、そこまでできればありがたいと思います。

といいますのも、コンサルさんによっては、そういうことを経験されていない方もいらっしゃるって、地公体がコンサルさんに頼って物事を進めていくときに、コンサル側が経験のない方だと御提案いただけないものですから、そういった事業契約書あるいは実施方針ですとか、そういったところでもう少し具体的な事項として掲げていただけると取組やすいと思います。

○柳川部会長 どうぞ。

○廻専門委員 皆さん、推進ということで水を差すようで申しわけないのですが、私自身はこういったことのいわゆる専門家ではないのですが、例えば1番の土木インフラを問わず包括管理委託という、多分4～5年で変わってしまうよりは長期契約のほうがというのはよくわかるのですが、実際に土木インフラのことにかかわっている方たちとの、もう少し意見を聞いたり、このやり方が、この方法が、この土木インフラの管理とか点検とか、今、非常に重要な問題になっていますけれども、これがこういった方式となじむのかどうかというのは、経営のパートだけではなく、社会資本の専門家の人たちともお話ししてからいろいろ考えて、もう少し時間をかけたほうがいいのではないかという気がします。

それから、増築のことは前から空港もそういう話も出ていてよくわかるのですが、このことは私もそうかなという気がするのですが、3番目のSPCに関しても確かに進める立場からするとおっしゃるとおりだと思うのですが、公共性のあるものに関しては公共と収益とのバランスというか、そういうことも考えつつ、このことももう少しいろいろな面から議論してからのほうが、私は保守的なので慎重にと、そういう感じがするのです。もちろんここは推進委員会で、もっとたくさんやれということなのであるのですが、やってはいけないということではないのですが、もう少し議論したり、ヒアリングしてからこのことを取り上げたほうがいいような気がしています。

○柳川部会長 佐々木さん。

○佐々木専門委員 私も今の3のファイナンスの選択肢の拡大のところのSPCの株式の流動化についてはやや疑問かなと思っておりまして、自治体のほうは公共の福祉にのっとった施策を行政でしてほしいというお声を聞きながら、それを民間のほうでしていただくということになります。そんなときに十分説明をしながら、民間のほうにさせていただくわけですが、こういう相手でこんなことをしてくれるから安心ですよというのは説明いたしますが、その先が全くわからなくなってしまうかもしれないという不安をどうやって払拭したらいいかなということもございますので、このあたりは丁寧に慎重に御検討いただければと思います。

以上でございます。

○柳川部会長 大西委員、どうぞ。

○大西専門委員 私も③－１のSPCの株式の流動化のところ、同じ意見なのですが、あえて私もそのように思っているということをここで表明させていただきます。特にケース・バイ・ケースであるのかもしれませんが、コーポレートガバナンスというか、仮に投資家が短期的な利潤を追い求めるような形のインセンティブを持ったときに、それが経営者に対してどういうインセンティブを与えるかとか、同じことなのですが、もう少しきちんと議論が必要かなと思いました。

以上です。

○柳川部会長 国交省さん。

○国土交通省 包括管理委託の話で、我々も重要だと思っております、根本先生のおっしゃるとおり、進めていくことを我々は一生懸命やろうと思っているのですが、制度上の課題というよりも我々はこれをやるために前提だと思っていることは3つほどあります。一つは包括化して大ロット化していくということにして、どういう業務を一緒にやっていくかですね。道路と公園を一緒に管理している例もありますし、上下水道も一緒に検討しようというところもあります。一方で、実はいろいろな分野をくっつけ過ぎるとやる業者がいなくなってしまうなど、うまくいかない可能性もあり、どの程度くっつけばうまくいくのかなというのが一つ、我々もまだ勉強している最中です。

もう一つが、先生がおっしゃったアベイラビリティペイメントについては、対価の支払いと裏返しなので、性能発注と裏返しだと思うのですが、性能発注をどう規定するのは結構難しいと考えています。従来のように草刈りを何月にやりなさいという話ではなくて、例えば標識が見えるようにやりなさいと規定しているところもありますし、先生も御案内だと思うのですが、府中市などは身体、財産に著しい影響が出ないように管理しなさいと書いてあるのですが、では、実際にそれはどういう管理水準なのかについては、役所と相当時間をかけて協議しないと出てこないものになります。加えて、大きな市だと市道だけで、1,000キロ、2,000キロ、3,000キロぐらい管理するので、そういうものの性能をどうチェックするかなど結構実務的に難しい点があるかなと考えています。

あと、先生のおっしゃっていた長期契約ですね。長期契約というのは民間ノウハウを生かすために大事なことだと思うのですが、我々は自治体にとって長期契約を阻害する制度的なものはないと思っているのですが、でも、なぜ実際の契約期間が短いのかというのも現場の状況を聞いていかなければいけないのかなと思っています。推測するに、一つは地元業者の受注機会の配慮みたいな意識もあるのかなとか、加えて、先生も御案内のとおり維持管理分野はどんどん新技術を入れていっていますので、技術の速い変化を考えると、その分野で10年、20年というのは向くのかどうかというのはあるのかなと。今、維持管理とかもドローンを入れたりなどをやっていますし、市民がスマホでGPSつきで投稿して穴があいている箇所を連絡するというのも始めているところがあるので、いろいろな動きもあるので長いのも難しいのかなとか、正直、まだ我々も勉強中です。

ただ検討して行って、どのように今言ったような課題をクリアしていくか。そういうと

ころをちゃんと勉強してやっていかなければいけないと思っております。ですので、どういうやり方がいいのか、今時点で結論づけていくのは難しいなと思っております。

以上です。

○柳川部会長 いろいろな御意見、ありがとうございました。

PFIを推進していかなければいけないことは、ここにいらっしゃる皆さんも異論のないところだろうと思います。ただ、それをどういった形できちんと手当てをしながらやるかということは当然御議論に出てきたようにきちんと考えなければいけないということだと思いますので、こういう形で根本先生から出していただきました要検討事項でございますので、これを前向きな方向でしっかり検討することは皆さん、御異論なく御了承いただけるのではないかと思います。

例えば法改正が必要であれば、法改正の過程で、御懸念が出されたようなポイントは当然議論されることになりまして、具体的に今、国交省さんからお話があったような現実的なところを実際にやっというところであれば少し聞かなければいけないというのも事実だと思いますので、そのあたりのところは当然議論する中でいろいろ懸念点や課題はクリアしていくということだと思います。検討していくこと自体はとても重要なことだと私は思っております。

ただ、それを今回のアクションプランにどこまで書き込むかというのは、今、割と時間が迫っている中で少し悩みの種なところではあるかと思っておりますので、そこは事務局で少し御検討していただいて、私のほうも少し検討しまして、次回にお示しして、また皆さんにそれでいいかどうか御議論いただく形にさせていただければと思います。よろしいですか。

では、それも含めて、最後に事務局から連絡をお願いいたします。

○宇根企画官 本日も熱心な御議論をありがとうございました。

今、柳川部会長からありましたとおり、事務局でもしっかり検討させていただいて、次回にまた示させていただきたいと思っております。

事務局からの連絡事項ですが、委員の退任の連絡がありまして、佐々木先生が今年度いっぱい岡山を退職されるということですので、それに伴いまして、また委員の交代が発生します。

佐々木先生、どうもありがとうございました。

○佐々木専門委員 ありがとうございました。

○宇根企画官 御後任の委員については事務局で調整させていただきまして、皆様に御連絡、相談させていただきたいと思っております。

次回の計画部会についてですが、5月10日の15時から17時開催予定となっております。次回はアクションプランの案についてブラッシュアップして、再度示させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○柳川部会長 どうもありがとうございました。
閉会いたします。